

薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二类医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二类医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第二百二十号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>生薬及び動植物成分</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 ブシ（別名加工ブシ又はホウブシ）。ただし、外用剤を除く。</p> <p>九 （略）</p>	<p>生薬及び動植物成分</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 ブシ（別名加工ブシ又はホウブシ）。ただし、外用剤並びに漢方処方に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤（<u>解急蜀椒湯</u>、<u>四逆加人参湯</u>、<u>四逆湯</u>、<u>真武湯</u>及び<u>伏苓四逆湯</u>に限る。）を除く。</p> <p>九 （略）</p>